

伊方原発運転差止山口裁判

抗告審決定交付日決定

1月17日（金）14時

集合場所：広島高裁前南西角交差点（歩道）

集合時間：13時20分

裁判所に車を停めた後、裁判所前の道路（歩道）でお待ち下さい！
裁判所建物内に入るには、手荷物検査を受ける必要があります。なお、決定内容の報告（旗出）は、裁判所敷地内では、出来ませんので、敷地外（歩道）にて、お待ち下さい！

勝てば
伊方3号機
即停止

※ 今回は、法廷は使われず、会議室で弁護団に直接交付されます。

報告集会・記者会見

日時：16時頃の見込み

※ 準備ができ次第の開会となります。

場所：広島弁護士会館2階
大会議室

広島市中区上八丁堀2番73号（Tel 082-228-0230）

※ 弁護士会館の駐車スペースが少ないため、広島高裁の駐車場をご利用下さい。

【問合せ先】

伊方原発をとめる山口裁判の会 事務局（周南法律事務所）

周南市弥生町3丁目2番地 電話（0834-31-4132）



伊方原発運転差止山口裁判（仮処分抗告審）

決定文交付日、広島高裁前にお集まり下さる方へ！

《 1月17日（金）午後1時20分・広島高裁前南西角交差点付近 》

伊方原発3号機運転差止仮処分命令即時抗告審の決定文が1月17日（金）午後2時、広島高裁会議室で交付されます。決定文受領後、直ちに、決定内容を報告しますが、裁判所敷地内では、報告（旗出し）が出来ませんので、裁判所前の歩道にてお待ち下さい。その後、弁護団が裁判所から移動後、広島弁護士会館2階大会議室にて報告集会を開催します。

報告集会では、決定文の内容を弁護団から報告しますので、ご都合の付く方は、是非ご参集下さい。なお、広島市まで車で来られる方は、会場（弁護士会館）は駐車スペースが少ないので、裁判所の駐車場をご利用下さい。但し、午後6時に施錠されるため、報告集会が長引いた場合は途中で車の移動が必要となります。よって、公共交通機関のご利用をご検討下さい。

※ 参考（時刻表） ※

【新幹線】

新山口発	12:04	—	12:46
徳山発	12:20	12:34	—
新岩国発	12:34	—	—
広島着	12:48	12:55	13:16

【高速バス】

徳山駅(11:30)→熊毛IC(11:57)
→玖珂IC(12:10)
→広島バスセンター(そごう3F)(13:06)
・ 柳井方面からは、13時前後に広島に到着する便がありません。

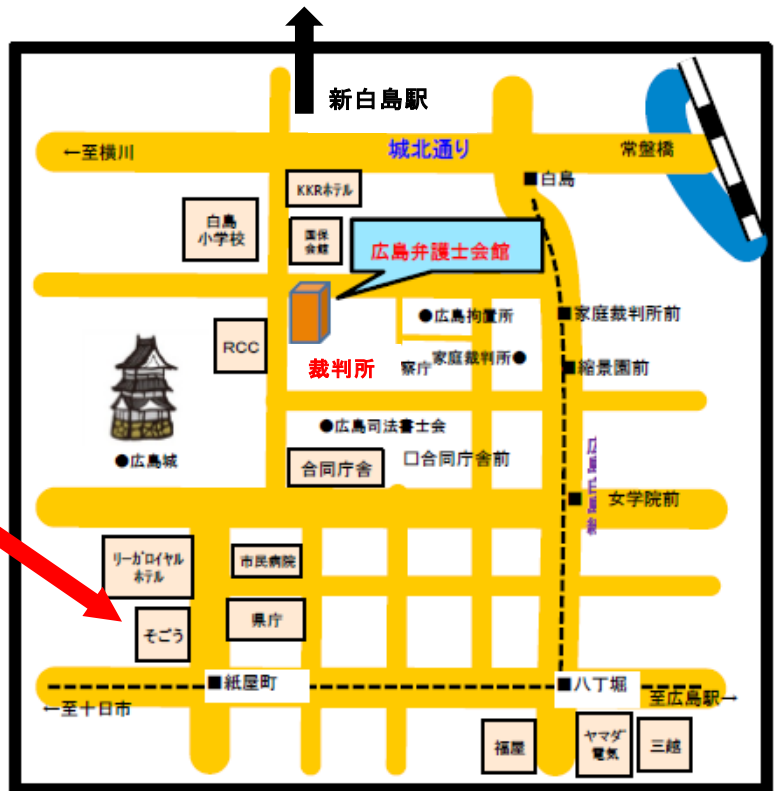
【JR普通・岩国乗換】

防府発	10:09	10:44
徳山発	10:40	11:21
光発	10:54	11:35
田布施発	11:09	11:50
柳井発	11:15	11:55
大島発	11:22	12:03
岩国発	11:56	12:56

※他に岩国発 12:10、12:23 有り

新白島着 12:45 13:45

※新白島駅下車後、広島城を目指して下さい。



広島弁護士会館

広島市中区上八丁堀2番73号 TEL 082-228-0230

《交通手段》

- ・ バス：広島駅南口から、⑦⑧⑨いずれかの乗り場から「合同庁舎」前で下車
- ・ 路面電車：広島駅南口より「宮島行」又は「己斐行」→「八丁堀」で下車、徒歩20分（または「白島線」に乗り換えて「縮景園」下車、徒歩10分）